

田舎館村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月10日(金) 午前8時58分から9時43分
2. 開催場所 田舎館村役場3階「第1・2委員会室」
3. 出席委員

農業委員(10名)

会 長	10番	福士	眞規
会長職務代理者	1番	葛原	慶仁
委 員	2番	山本	久行
	3番	福原	義明
	4番	工藤	浩司
	5番	鈴木	穰
	6番	中山	静子
	7番	白戸	陽平
	8番	田澤	隆
	9番	菊地	卓朗

農地利用最適化推進委員(6名)

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	一戸	健策
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第20号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第21号 農用地利用集積計画の決定について

議案第22号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第23号 令和2年度下限面積（別段の面積）の設定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 竹内 哲也

事務局次長 佐藤 勝彦

7. 会議の概要

事務局 ただいまより7月の定例総会を開催いたします。
まず、はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議をはじめたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員10名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。6番の中山静子委員と7番の白戸陽平委員を指名します。

書記には、事務局の竹内、佐藤の両名を任命します。

それでは、議案に入ります。

議案第20号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 議案第20号について、説明いたします。

今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が1件です。

【議案第20号、所有権移転の整理番号13について説明】

3ページの所有権移転の整理番号13については、垂柳地区から北西約350mに位置する農地であります。

譲渡人自らの耕作が困難であるため、隣接地を耕作する譲受人が取得するものであります。

以上、これらの案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で、議案の説明を終わります。

会長 議案の審議に入ります。

議案第20号に対して、意見、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 無いようですので、議案第20号は議案のとおり決定することとします。

次に、議案第21号に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条及び田舎館村農業委員会会議規則第10条により「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、8番の田澤隆委員と鈴木哲也委員は、審議終了までの退席をお願いします。

(8番田澤隆委員、鈴木哲也委員 退席9:06)

それでは、議案に入ります。

議案第21号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたし

ます。

田舎館村長から別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、所有権移転が6件、賃貸借権設定が2件、使用貸借権設定が2件です。

【議案第21号、所有権移転の整理番号20～25、賃貸借権設定の整理番号87・88、使用貸借権設定の整理番号3・4について説明】

5ページの所有権移転の整理番号20については、田舎館地区の東側に位置する農地であります。

譲渡人自らの耕作が困難であることから、近い所に住む譲受人が経営規模拡大のため、取得するものであります。

整理番号21については、高田地区の北側約500mに位置する農地であります。

譲渡人自らの耕作が困難であることから、近い場所を耕作する譲受人が経営規模拡大のため、取得するものであります。

5ページの整理番号22から6ページの整理番号24については、大根子地区のケイエス青果の農業用施設の北側約30mと230mに位置する農地4筆と同じく農業用施設の南側に隣接する農地1筆であります。

譲渡人自らの耕作が困難であることから、近い場所を耕作する譲受人が経営規模拡大のため、取得するものであります。

整理番号25については、諏訪堂地区から南側約630mと同じく南側に隣接する農地であります。

譲渡人自らの耕作が困難であることから、近い場所を耕作する譲受人が経営規模拡大のため、取得するものであります。

7ページの賃貸借権設定の整理番号87については、高田地区の南側に隣接する農地であります。

新規就農者である賃借人がミニトマト作付けのため、借りるものであります。

8ページの整理番号88については、オリテック（株）から南西約200mに位置する農地であります。

賃借人自らの耕作が困難であることから、農地中間管理事業により賃貸借権設定するものであります。

9 ページの使用貸借権設定の整理番号3については、二津屋コンビニエンスストアから北東約300mに位置する農地であります。

貸人自らの耕作が困難であることから、借人が借受けるものであります。

10 ページの整理番号4については、オリテック（株）から南西約200mに位置する農地であります。

農地中間管理事業により使用貸借権設定するものであります。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第21号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 無いようですので、議案第21号は議案のとおり決定することとします。

（8番田澤隆委員、鈴木哲也委員 着席9：13）

次に、議案第22号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてを議題といたします。

農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第22号について、説明いたします。
今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。

【議案第22号、所有権移転の整理番号3について説明】

12 ページの所有権移転の整理番号3については、高田地区の南東に位置する農地であります。

申請者は、東光寺字村井47-1のNハイム3-5号室の道川麻美さんです。

用途は、住宅建築であります。

会 長 議案の審議に入る前に、事前審査の結果報告を9番の菊地卓朗委員からお願いします。

事前審査委員（9番 菊地卓朗委員）

13ページの事前審査の結果を報告します。

7月1日（水）に事務局と現地審査に行ってきました。

申請人の氏名は、道川麻美さん、住所・・・（中略）・・・、所見としては、日照、排水、悪臭、騒音、その他問題ないものと見てまいりました。

以上です。

会 長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局より補足説明願います。

事務局 今回の申請地の農地区分は、10ha以上の集団的農地の区域内にあり、かつ、周辺に市街地化の指標となる施設がないことから、「第1種農地」と判断します。

第1種農地は、原則不許可であります。転用行為が不許可の例外に該当する場合には、許可することができるとされています。

今回の申請地については、東側に農道を挟み住宅があり、高田地区内に位置する農地であることから、農地法運用通知の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、不許可の例外に該当するため、許可の見込みがあると判断します。以上です。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第22号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 無いようですので、議案第22号は許可相当と判断し、県知事へ申請書及び意見書を送付することといたします。

次に、議案第23号、令和2年度下限面積（別段の面積）の設定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 議案第23号について説明いたします。

(議案内容を読む)

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、農地所有に係る要件である下限面積を設定できることとなりました。

また、農業委員会の適正な事務実施について、平成22年12月に一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について、審議することとなっているため、議案のとおり定めたいので、審議を求めるものであります。

会長 議案の審議に入ります。
議案第23号に対して、意見、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 無いようですので、議案第23号は議案のとおり決定いたします。
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。

前記のとおり会議の次第を記録し、相違ないことを認証し署名押印する。

令和2年7月10日

田舎館村農業委員会

会長

福 士 真規 (福士)

議事録署名者

委員

中山 静子 (中山)

委員

白戸 陽平 (白戸)